

独立行政法人海上災害防止センター について

平成19年5月30日
国土交通省

独立行政法人海上災害防止センター

1. 組織の概要

所在地 神奈川県横浜市

役職員 役員： 3名（H19. 4. 1現在 監事を除く）
職員： 29名（H19. 4. 1現在）

資本金 4. 86億円（国3. 27億円、民間約1. 59億円）

沿革 昭和51年10月 1日：認可法人海上災害防止センター設立
平成15年10月 1日：独立行政法人海上災害防止センター設立

2. 業務の概要

（1）防災措置業務

船舶海難等に伴う油や有害液体物質等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、

- ・ 海上保安庁長官の指示により油等の防除措置を実施する業務（1号業務）
- ・ 原因者（船舶所有者等）の委託に基づき、油等の防除措置並びに船舶火災の消火及び延焼防止措置を実施する業務（2号業務）

を行う。

（2）機材業務

一定のタンカーに搭載が義務付けられているオイルフェンス、油処理剤等の法定資機材を全国各地に配備し、契約に基づき船舶所有者等に供与している。

（3）消防船業務

消防船2隻を保有し、船舶火災の際の消火・延焼防止を行うほか、東京湾内に入出入りする原油タンカー等の警戒業務を行う。

（4）訓練業務

研修所、油防除訓練施設及び消防演習所を保有し、タンカー等の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者（消防職員）等を対象とした各種講習及び実働訓練を行う。

（5）調査研究業務

油、有害液体物質等の海上への排出や海上火災が発生した場合の措置に必要な機械器具及び油防除資機材の開発のほか、これらを使用した防除技術の調査・研究を行う。

分科会ヒアリング（５月） 各府省共通様式

1 主要事業別人員、支出、収入（国からの財政支出・財投・自己収入等財源別）〔予算ベース〕

（単位：人、百万円）

主要事業 （人員（人））	予算年度	人員	支出	収入							
				国からの財政支出					財投	自己収入 等	合計
				運営費 交付金	補助金等	受託収入	出資金等	小計			
防災措置業務 （８．５人）	19年度	8.5	454	—	—	—	—	—	—	454	454
	18年度	7.5	475	—	—	—	—	—	—	475	475
	増減	1	△21	—	—	—	—	—	—	△21	△21
消防船業務 （２．５人）	19年度	2.5	492	—	—	—	—	—	—	492	492
	18年度	2.5	512	—	—	—	—	—	—	512	512
	増減	0	△20	—	—	—	—	—	—	△20	△20
機材業務 （６．５人）	19年度	6.5	474	—	—	—	—	—	—	474	474
	18年度	7.5	468	—	—	—	—	—	—	468	468
	増減	△1	6	—	—	—	—	—	—	6	6
訓練業務 （９人）	19年度	9	313	—	—	—	—	—	—	313	313
	18年度	9	328	—	—	—	—	—	—	328	328
	増減	0	△15	—	—	—	—	—	—	△15	△15
調査研究業務 （２．５人）	19年度	2.5	156	—	—	—	—	—	—	156	156
	18年度	2.5	177	—	—	—	—	—	—	177	177
	増減	0	△21	—	—	—	—	—	—	△21	△21
合計	19年度	29	1,888	—	—	—	—	—	—	1,888	1,888
	18年度	29	1,960	—	—	—	—	—	—	1,960	1,960
	増減	0	△72	—	—	—	—	—	—	△72	△72

(注1)「主要事業」欄には、法人の主要な事業ごとに事業内容を記載。

(注2)「人員」欄、「支出」欄、「運営費交付金」等の「収入」欄には、主要事業ごとの人員（各年4月1日現在）、額（各年度予算）を記載。

(注3)「補助金等」欄には、国庫補助金、施設整備費補助金、補給金、交付金その他の国からの補助金等を記載。

(注4)「受託収入」欄には、受託収入のうち国からの受託分を記載。

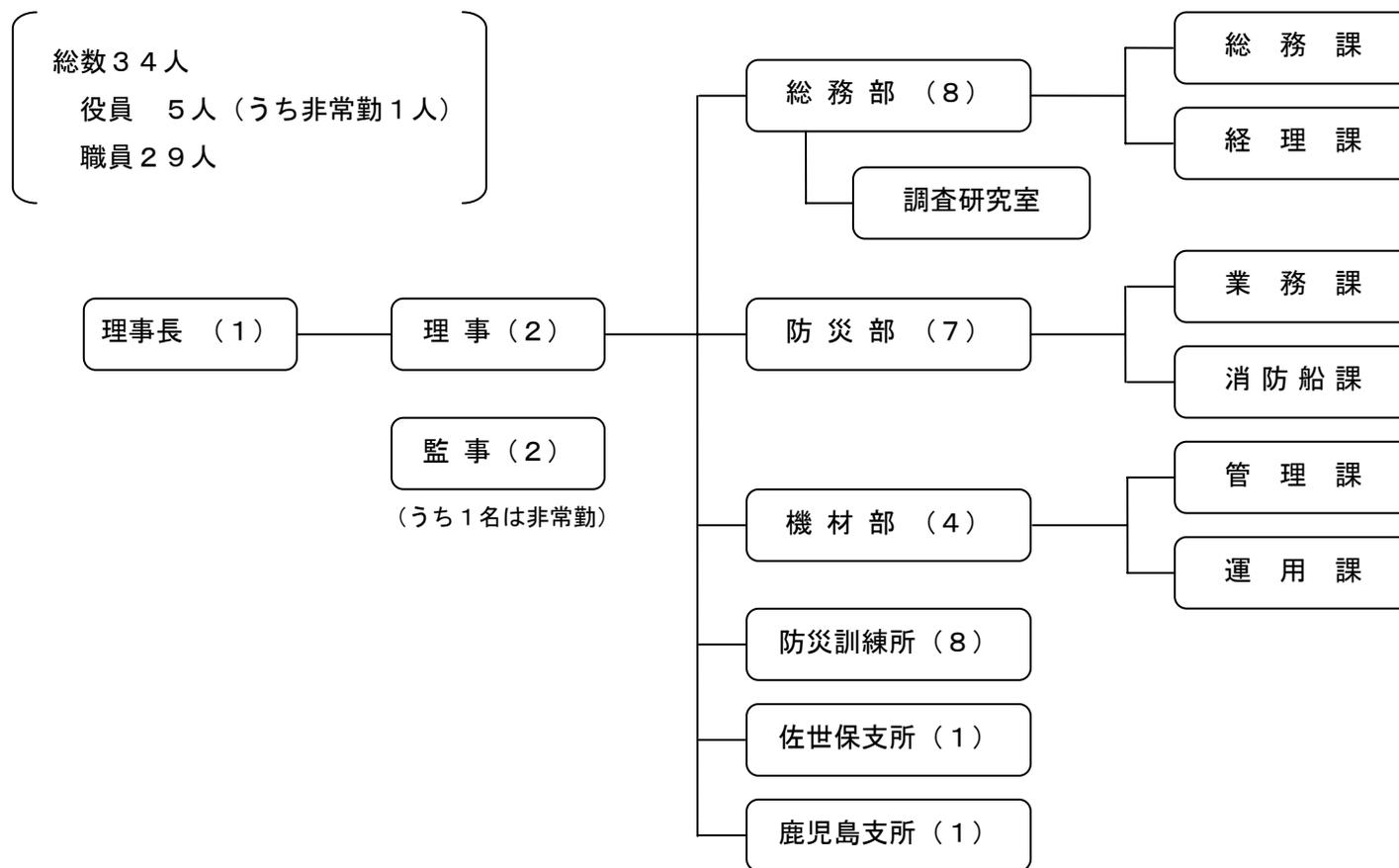
(注5)「出資金等」欄には、国からの出資金、借入金、国の債券引受その他の「運営費交付金」、「補助金等」、「受託収入」以外の国からの財政支出分を記載（「財投」分を除く）。

(注6)「財投」欄には、財政融資資金からの借入金を記載。

(注7)「自己収入等」欄には、上記「収入」以外の自己収入、受託収入（国からの受託分を除く）等を記載。

(注8)表中の「－」は該当がないことを、「0」は該当はあるが百万円未満の金額であることを示す。

2 組織図（各部署ごとの人員配置状況を併記）（平成19年4月1日現在）



独立行政法人 海上災害防止センターの業務概要

【センターの目的】 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の15

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

我が国における海上防災体制の一翼を担う中核機関として、約30年に亘って活動

◆ 防災措置業務

- 1 海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施
- 2 原因者（船舶所有者等）の委託により、排出油等の防除のための措置並びに消防船による消火及び延焼の防止等の措置を実施



油流出対応
HNS^(※1)対応
火災対応

公共性高い
採算性低い
3K業務

危機対応
【有事】

◆ その他業務

- 3 排出油防除資材（油回収装置、オイルフェンス、油処理剤等）の保有、船舶所有者等への契約貸与
- 4 海上防災のための措置に関する訓練の実施
- 5 資機材及び海上防災のための措置に関する技術の調査研究及び成果の普及
- 6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供
- 7 船舶所有者等からの委託に基づき、海上防災の措置に関する指導及び助言の実施
- 8 国際協力の推進に資する業務

資機材の保有、供与（機材・消防船業務）
防災要員の育成、能力向上（訓練業務）
新技術・手法の開発（調査研究業務）

危機管理
【平時】

海上災害の発生及び拡大の防止
生命、身体、財産の保護

※1 Hazardous and Noxious Substancesの略。危険物質及び有害物質のこと。

防 災 措 置 業 務



原因者

防除措置の実施主体
【汚染者負担の原則】

【委託】

原因者の委託に基づき、油、有害液体物質等の防除、船舶火災の消火等を実施

海上災害
防止センター

24時間対応

全国ネット構築

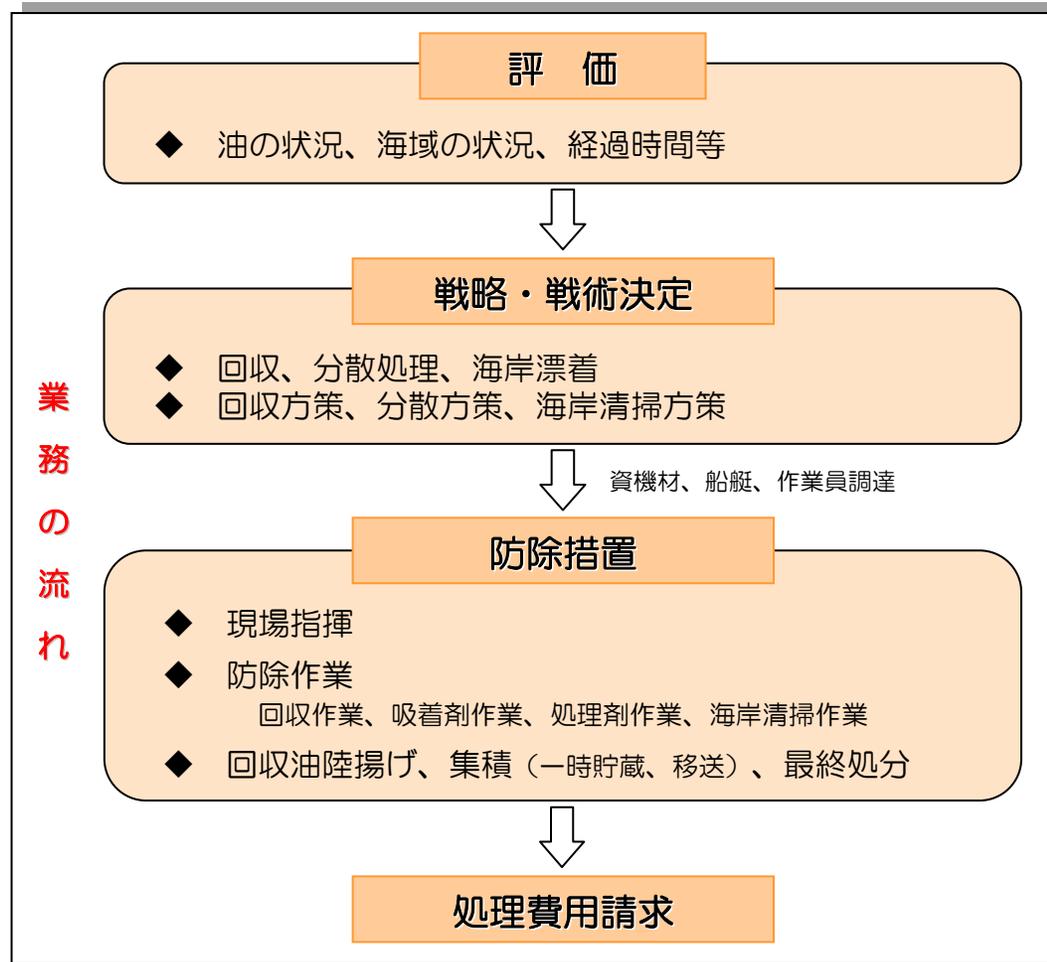
〔契約防除措置実施者：86港161社〕
〔資材基地：33カ所〕

【指示】

原因者が防除措置を講じていない等の緊急時に海上保安庁長官が防除措置を指示

海上保安庁

- ◆ 防除方針の策定
- ◆ 防除措置の実施に係る指導・助言
- ◆ 海難救助（人命、船体、貨物）
- ◆ 二次災害の防止（航行警報、現場警戒 他）
- ◆ 原因究明（調査、捜査 他）



対応実績【S51～H18】

- ◇ 防除措置件数 140件（ナホトカ号、ダイヤモンドグレース号事故 他）
※ このほか、軽微な事案には資機材貸与（61件）や指導助言（20件）を実施
- ◇ 措置費用 約182億円
- ◇ 資材・要員
油処理剤：1,664kl オイルフェンス：58km 油吸着材：256ト
船 艇：6,159隻 陸上作業員：57,396名（ボランティアを除く。）

その他業務

機材業務

一定のタンカーに搭載が義務付けられているオイルフェンス、油処理剤等の法定資機材を全国各地に配備し、契約に基づき船舶所有者等に供与している。

全国に資材整備、緊急時に貸与

油回収装置（全国10基地）



油防除資材（全国33基地）



即応体制の確保

ハード

防災措置業務

訓練業務

危険物積載船の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者（消防職員）等に対して、海上防災に係る基礎知識の習得、海上火災の消火等の実践訓練を実施している。

54,347名が受講

亀裂甲板消火訓練



油防除機材取扱訓練



防災能力の向上

ソフト

東京湾に消防船2隻を保有し、船舶火災の際の消火・延焼防止を行うほか、湾内に入りする原油タンカー等の警戒業務を実施している。

初期消火体制を24時間確保



火災消火中の「きよたき」



消防船「おおたき」

大規模災害の未然防止

消防船業務

油防除に必要な機械器具及び資材の調査研究、防除技術の研究開発を行い、その成果の普及を図っている。

230件の調査研究



特殊消防ノズルの開発



サンプリング手法の研究

調査研究業務

海上災害防止センターの特徴 ①

◇ 独法の目的に沿った組織であること

センターが行う排出油等の防除措置業務は、

- ・ 極めて公共性が高く、かつ、確実に実施される必要があること
- ・ 本来的には原因者が行うべきものであるため、必ずしも国が自ら主体となって直接実施する必要がないこと
- ・ 採算性が極めて低く、結果として原因者から費用が回収できないケースも想定されるため、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあること

という性格を有しており、センターは正しく独法の目的に沿った組織である。

◇ 危機対応を担う中核組織であること

全国ネットの防災体制を確立（全国の防災措置事業者と排出油防除措置の実施に関する契約を締結）し、24時間365日体制で災害発生に備えている。

また、約30年の実務経験及び調査研究等で培った知識・技能、ノウハウを有しており、我が国の海上防災体制の中核組織として定着している。

◇ 国際約束に適確に responding していること

OPRC-HNS 議定書（※1）締結に伴う海防法の一部改正により、HNS（※2）汚染事故への対応について原因者に対する防除措置等が義務付けられたが、センターでは従来から実施していたHNS対応業務を更に強化（HNS防除資材の整備、事故対応支援ネットワークの構築等）し、国際約束の要請に適確に responding している。

※1 OPRC-HNS 議定書 … 2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書

※2 HNS … Hazardous and Noxious Substances の略であり、危険物質及び有害物質を指す

◇ 強制徴収権が付与されていること

海上保安庁長官の指示に基づく1号業務は国が行う行政執行の代行と位置づけられており、1号業務に要した費用を回収できない場合は、センターが自ら強制的に徴収できることが認められている。（海防法第42条の25第1号）

海上災害防止センターの特徴 ②

◇ 国費投入スキームを有していること

1号業務に要した費用のうち、国際油濁補償基金による補償が認められなかったもの等については、国からセンターに当該費用が交付される。（海防法第42条の27第2項）

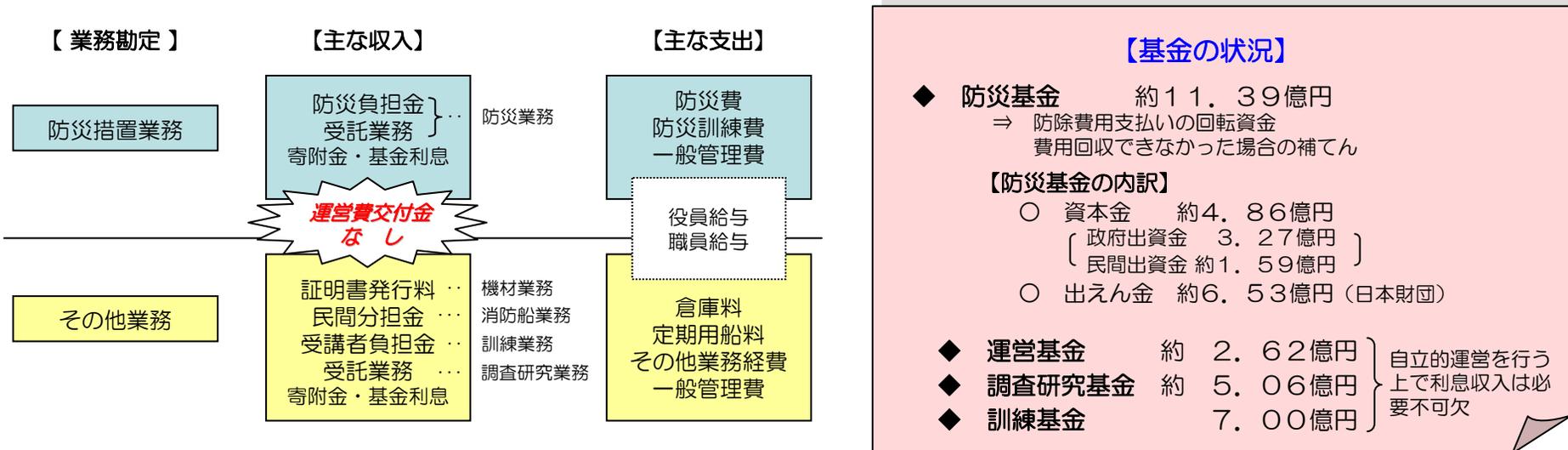
平成9年のナホトカ号油流出事故の際、イニシャルコストとして約90億円の国費が融資されている。

（1号業務に要した費用で油濁基金の査定が認められなかった約6.3億円については、独立行政法人移行の際に債務免除されている。）

◇ 自立的な業務運営を行っていること

国からの運営費交付金を一切受けることなく（※1）自己収入、基金利息、日本財団等からの寄附金等により自立的な業務運営を図っている。

また、自己収入となる各種料金については、専門委員会（※2）において適正価格を決定しているほか、情報公開を通じて透明性を確保している。



※1 センターは、特殊法人等整理合理化計画において「国からの運営費交付金や補助金等を前提とせず、自立的な運営を図る。」とされている。

※2 機材専門委員会、消防船専門委員会、訓練専門委員会 / いずれも石油・海運業界、船主協会等の関係者で構成